

# 議会運営委員会会議録

平成28年2月17日(水)

(開 会) 10:00

(閉 会) 10:58

## 案 件

- 1 議案の説明・質疑
- 2 議案の付託委員会について
- 3 予算特別委員会の設置について
  - (1) 設置の有無
  - (2) 名称：平成28年度一般会計予算特別委員会
  - (3) 定数：11人
  - (4) 人選届出期限：2月22日(月)
  - (5) 設置時期：2月24日(水)本会議初日
- 4 会期及び会議予定について
- 5 質問及び質疑通告並びに意見書案・請願の提出締切日について
  - (1) 一般質問通告締切日 2月18日(木)午後5時
  - (2) 代表質問通告締切日 2月18日(木)午後5時
  - (3) 議案に対する質疑通告締切日 2月25日(木)午後5時
  - (4) 意見書案・請願提出締切日 2月25日(木)午後5時
- 6 中間報告の取り扱いについて
- 7 陳情の取り扱いについて
- 8 その他
  - (1) 次回委員会予定 2月24日(水)本会議初日9時40分から

---

## ○委員長

只今から、議会運営委員会を開会いたします。

おはかりいたします。城丸委員から他行のため本委員会を欠席する旨の届け出がっております。本委員会として、城丸委員の代わりに福永議員に委員外議員として、出席を求めることに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。それでは、そのように決定いたしました。

福永議員、お席のほうへお願いいたします。

( 着 席 )

「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。

平成28年第1回定例会の提出議案について、執行部に説明を求めます。

## ○総務課長

予算関係の議案からご説明いたします。

まず、「議案第1号 平成27年度飯塚市一般会計補正予算(第6号)」から「議案第10号 平成27年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第2号)」までの平成27年度予算関係議案につきましては、別に配布しております「平成27年度補正予算資料」により一括して説明させていただきます。

1 ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、表の下に記載しておりますように、給与改定に伴う所要額と今後見込まれる所要額を補正するものでございます。

一般会計で3855万5千円を追加しまして、補正後の予算総額を、685億6948万6千円とするものでございます。また、11の特別会計のうち今回補正します6つの会計で371万5千円を追加しております。

企業会計では、3つの会計で、444万7千円を追加しております。

2 ページ以降に補正予算の概要等について、記載しております。

内容の説明につきましては、省略させていただきます。

続きまして、議案番号が飛びますが、議案第53号の専決処分の承認（平成27年度飯塚市一般会計補正予算（第5号））につきましては、地方自治法の規定に基づき専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求めるものでございます。

配布しております、平成28年1月20日専決と記載しております補正予算資料によりご説明いたします。

1 ページをお願いいたします。

表の下に記載しておりますように、今回の補正は、国の補正予算（第1号）の関連事業のうち、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業にかかる経費を補正するもので、補正額は、5億3997万6千円を計上しております。

続きまして、「議案第11号 平成28年度飯塚市一般会計予算」から「第26号 平成28年度飯塚市立病院事業会計予算」までの企業会計を含む平成28年度予算関連議案について、一括してご説明いたします。

配布しております「平成28年度予算資料」をお願いいたします。

1 ページをお願いいたします。

予算額につきましては、一般会計で717億2000万円を計上しております。

前年度比で38億100万円、率にして約5.6%の増となっており、重要施策として昨年度に引き続き取り組みます「浸水対策事業」、「小中学校施設整備事業」及び「中心市街地活性化事業」ほか、各施策実施に係る経費を計上するものでございます。

特別会計では、各会計の設置目的に沿った事務事業を実施するため、11の会計で493億9296万6千円を計上しております。

企業会計では、上下水道の維持管理・建設改良事業、市立病院の運営・建て替え事業に係る経費など、4つの会計で85億1701万7千円を計上しております。

2 ページをお願いいたします。

今回計上しております予算の主なものについて、その概要を費目毎にまとめ、予算書のページに記載しております。

資料の右側には、今年度と前年度との予算額を記載し、比較をしております。

内容の説明については、省略させていただきます。

44ページ以降には、歳入歳出などの前年度との比較資料、市債及び基金の状況表などを添付しております。

以上で、予算関連議案の説明を終わります。

次に、予算関係以外の議案について、説明いたします。

「議案概要」で、説明いたします。

「議案第27号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例」につきましては、行政不服審査法の改正に伴い、文言整理などの改正が必要となる12本の条例を一括して整備するものでございます。

「議案第28号 飯塚市行政不服審査会条例」につきましては、同じく行政不服審査法の改正によるもので、行政庁の処分等に対する審査請求について、第三者の立場から、当該処分の判断の適否を審査するため、附属機関として審査会を設置するものがございます。

「議案第29号 飯塚市長の資産等の公開に関する条例」につきましては、政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律第7条の規定に基づき、市長の資産等の公開に関する事項を定めるものがございます。

「議案第30号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、体育館などの施設整備について、委員会を設置しての調査、審議するものがございます。

2ページをお願いいたします。

「議案第31号 飯塚市職員の退職管理に関する条例」につきましては、地方公務員法の改正に伴い、元職員による働きかけの禁止や再就職情報の届出など、職員の退職管理の適正を確保するため制定するものがございます。

「議案第32号 飯塚市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、地方公務員災害補償法施行令等の改正に伴い、同一事由により障がい厚生年金などが支給される場合の調整率を改めるものがございます。

「議案第33号 飯塚市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、農業委員会等に関する法律の改正に伴うもので、農業委員会の委員、農地利用最適化推進委員の報酬を定めるものがございます。

「議案第34号 飯塚市特別職の職員等の給料の支給の特例に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、特別職の職員等の給料の減額措置を1年間延長するものがございます。

3ページをお願いいたします。

「議案第35号 飯塚市職員の給与に関する条例及び飯塚市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、平成27年の人事院勧告により、国家公務員の給与改定が行われたので、これを参考にして、職員の行政職給料表、勤勉手当の支給率、単身赴任手当を改定し、また、地方公務員法の改正に伴い、職員の職務を給料表の各等級に分類する際の具体的な基準となる「等級別基準職務表」を新たに規定、併せて関係規定を整備するものがございます。

「議案第36号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、福岡県公立学校職員の給与に関する条例が改正され、福岡県公立学校職員の常勤講師の給与改定が行われることとなったので、これを参考にして本市の教育職員の地域手当と給料表を改定するものがございます。

「議案第37号 飯塚市立小学校設置条例及び飯塚市立中学校設置条例の一部を改正する条例」につきましては、幸袋中学校区の小中一貫校化により、幸袋小・中学校の位置を変更するものがございます。

「議案第38号 飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例」につきましては、飯塚子育て支援センターを平成28年9月30日限りで廃止し、街なか子育てひろばを平成28年10月1日から飯塚本町東地区に新築移転するものがございます。

4ページをお願いいたします。

「議案第39号 飯塚市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、子ども医療費の支給対象を拡大し、外来診療に係る自己負担限度額を上げるものがございます。

「議案第40号 飯塚市空き家等の適正管理に関する条例を廃止する条例」につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法の全面施行に伴い、今後は法律に基づき空き家等の対策を行うこととするため、廃止するものがございます。

「議案第41号 飯塚市中小企業振興基本条例」につきましては、本市の中小企業の振興に係る基本理念などを明らかにし、中小企業振興を本市の重要施策と位置づけ、社会が一体となって地域経済の活性化を図るため、制定するものがございます。

「議案第42号 飯塚市消費生活センター条例」につきましては、消費者安全法の改正に伴い、内閣府令で定める基準を参酌し、消費生活センターの組織、運営等に関する事項について定めるものがございます。

「議案第43号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、同一事由により障がい厚生年金などが支給される場合の調整率を改めるものがございます。

「議案第44号 変更契約の締結」につきましては、新庁舎 建設工事の契約に関し、杭工事の完了に伴い、契約金額を713万1240円減額し、46億8055万3680円に変更するものがございます。

5ページをお願いいたします。

議案第45号から第48号までの4件の「変更契約の締結」につきましては、いずれも幸袋小中学校建設工事の契約に関し、工期の延長に伴い、契約金額を変更するものがございます。

議案第45号の「建設1工区工事」につきましては、契約金額を4857万840円増額し、25億6173万840円に、議案第46号の「電気設備・その1工事」につきましては、契約金額を345万3840円増額し、3億6266万1840円に、議案第47号の「給排水衛生設備・その1工事」につきましては、契約金額を187万1640円増額し、1億4713万1640円に、議案第48号の「空調設備工事」につきましては、契約金額を222万5880円増額し、2億1228万5880円に、変更するものがございます。

6ページをお願いいたします。

「議案第49号 財産の無償貸付け」につきましては、筑穂ふれあい交流センターを利用したふれあい広場事業を実施するため、施設の一部を、引き続き2年間、筑穂地区まちづくり協議会に無償で貸し付けるものがございます。

「議案第50号 指定管理者の指定期間の変更」につきましては、「飯塚市斎場」の現在の指定管理者である「株式会社 九州互助センター」の指定期間を1年間延長するものがございます。

「議案第51号 飯塚市過疎地域自立促進計画を定めること」につきましては、過疎地域自立促進特別措置法の5年間の延長に伴い、引き続き過疎地域の自立促進を図るため、同法に基づく計画を定めるものがございます。主な内容としましては、筑穂地域の活性化を図るための産業の振興や、道路、橋りょうなどの交通通信体系の整備、生活環境の整備、福祉・教育など、地域の発展につながるような各種施策を幅広く計画するものがございます。

「議案第52号 市道路線の認定」につきましては、開発帰属に伴い1路線を認定するものがございます。

次に、人事議案について、ご説明いたします。

議案第54号から第75号までにつきましては、任期満了に伴う「教育委員会委員」1名の選任及び「農業委員会の委員」19名の任命について議会の同意を、また、任期満了に伴う「人権擁護委員」2名の推薦について議会の意見を求めるもので、本会議最終日に提案させていただきたいと考えております。

7ページをお願いいたします。

報告第1号と第2号の2件の報告でございますが、「市営住宅の管理上必要な訴えの提起と和解の申立て」の専決処分につきましては、本会議最終日に報告させていただきたいと考えております。

以上、簡単ですが議案の説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。なお、質疑は議会運営委員会の付託事件の範囲内をお願いいたします。質疑はありませんか。

○川上委員

おはようございます。日本共産党の川上直喜です。議案第29号の提出についてお尋ねをします。まずですね、この提出に至る経過について、ご説明願います。

○人事課長

今回の条例提案の経過ということでございますが、先の12月議会におきまして、政治倫理条例の改正が、議会のほうで改正をされたところでございます。これに伴いまして、市長等4役、特別職についての部分につきましても、資産公開等の条例の部分がなくなったところがございます。今回上程しておりますのは、飯塚市長の資産の公開に関する条例でございますが、第1条の趣旨にも示しておりますとおり、政治倫理確立のための国会議員の資産等の公開等に関する条例第7条の規定に基づきまして、法律で定めのある市長の資産等の公開について定めるものでございます。市長につきましては、法律で資産等の公開が義務づけられておりますことから、先ほど申しました、政治倫理条例の施行に合わせて、空白期間ができることがないように、今回提案をしたところでございます。

○川上委員

この国の法律の趣旨はどのように捉えてありますか。

○人事課長

この政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開に関する法律、これにつきましては、第7条におきまして、都道府県及び地方自治法第252条の19第1項の指定都市の議会の議員並びに都道府県知事及び市町村長の資産等の公開については、条例の定めるところにより、この法律の規定に基づく国会議員の資産等の公開の措置に準じて必要な措置を講じるものとされておりますことから、今回こういう提案をさせていただいているところでございます。

○川上委員

法律の趣旨をどのように捉えておるのかということをお願いいたします。今、甘利元大臣、元首相等の疑惑が大問題になっているときですよ。この法の趣旨を捉えた提案とおっしゃりたいんですか。

○人事課長

あくまでもこの法律にのっとったところでの提案ということで考えております。

○川上委員

先ほど、昨年12月議会で、政倫条例改正によって、市長、副市長、上下水道事業管理者、教育長についても、資産報告の制度が廃止になったというふうに言われました。そうするとですね、市長については、この国の法律に基づいて新たにつくるといふわけでしょう。法の趣旨は述べられなかったけれども、それ以外の、副市長、上下水道事業管理者、教育長については、何の法律に基づいて、昨年12月まで、今も有効なんだけど、改正前の条例では、報告義務があったわけですか。

○人事課長

本市の、飯塚市政治倫理条例につきましては、市独自の条例でございますので、法に基づいた条例ということではございません。

○川上委員

と言うことは、副市長と上下水道事業管理者、教育長についても、引き続き市独自の判断で報告義務を課すことができるということになりますね。

○総務部長

そのようにも考えられるということでございます。

○川上委員

そこです、今回の、この飯塚市長の資産等の公開に関する条例案ですけれども、この中には、副市長、上下水道事業管理者、教育長、報告義務を課す内容になっていますか。

○総務部長

含まれておりません。

○川上委員

どういう判断で、この条例の中には、この副市長、上下水道事業管理者、教育長、対象として入っていないんですか。

○総務部長

先ほど、議案概要の説明の中でも申しましたとおり、国の政治倫理確立のための国会議員等の資産等の公開等に関する法律第7条、この規定に基づき、新たに資産報告、今回市のです、資産公開の条例を提案させていただいているということでございます。

○委員長、

川上委員、常任委員会で審査すべき内容に入ってきていると思いますので、当委員会の所管外と、そのように考えられますので、常任委員会で質疑をしていただけますか。

○川上委員

そこでね、今までは、市長のほかに、副市長、上下水道事業管理者、教育長も報告義務対象であったでしょう。議会の行為によって、迷惑を被ったということかどうかわかりませんが、市長については、国の法律に基づいて復活する。そうすると、あわせてですね、市長は、副市長、上下水道事業管理者、教育長について、市の独自の立場で条例を提出することができたはずなんです、できるはずなんです。今回の議案提出については、市長に関する議案提出については先行して出したけれども、今会期中に、今申し上げました、副市長、上下水道事業管理者、教育長についても市の独自の判断で、条例を、資産報告義務を課す条例を提出する用意はないのか、お尋ねします。

○総務部長

質問議員言われるような、条例制定の考え方があるということも確かに承知はしておりますが、先ほどからの繰り返しになりますが、政治倫理条例の改正が行われましたので、その施行に合わせて空白期間ができることを避けるために、根拠といたしましては、先ほど、申しました国の法律、これに基づいて新たに資産公開の条例を提案させていただいたということでございます。

○川上委員

そのことはわかっています。先ほどから言っている、副市長と上下水道事業管理者、教育長、絶大な権限を持っているんですよ。上下水道事業管理者の発注権限というのは、市長部局の何割にもなるでしょう。そういう権限を持っているわけです。この副市長でも教育長でもそうですよ。そこについては、今のままだと、永遠に空白になるわけですよ。だから、それを出しておかないと、と考えるのが普通じゃないですか。議員が、議会で廃止しました。ところが、市長は、国の法律があるから空白をつくらないために、この条例案を出すわけでしょう。そうしたら、他の絶大な権限を持つ副市長、上下水道事業管理者、教育長について、空白を残さないために市の独自の判断で報告義務を課す条例案を出していいじゃないですか。出さないという判断をしたんでしょう、市長が。どういう理由で出さないと判断を今、しているんですか。その判断根拠を示してください。

○総務部長

繰り返しになりますが、今回の提案の判断基準といたしましては、国の法律に基づいて提

案をさせていただいたということでございます。

○委員長、

川上委員、これ以上の質問はもう常任委員会もしくは本会議での質問にさせていただく・・・(発言する者あり)それは、もう市長の提案権の問題になってきますので・・・(発言する者あり) 暫時休憩いたします。

休 憩 10:31

再 開 10:32

委員会を再開いたします。

○川上委員

市長については、国の法律があるから出しますと、絶大な権限をもつ副市長、上下水道事業管理者、教育長については、今まで市の独自の判断で必要だから出してきたわけでしょう。これが議会の行為によって廃止になった。そしたら空白をつくらないために復活させようという判断をするのが普通だと思います。もっと強力にしてもよかった。ところが、今の瞬間では、あなた方は、これまでの経過の中では、出さないという判断をしたわけです。これによってね、行政に対する市民に、市民の信頼が増すとお考えですか。私はですね、ぜひね、この副市長、上下水道事業管理者、それから教育長についても資産報告義務を課す条例をね、市長の責任で出すべきだと、議会については議会の側でこれはきちんとさせるつもりであります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

次に、「議案の付託委員会」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

議案の付託委員会について、ご説明いたします。

お手元に配付しております議案の付託一覧表(案)をご覧ください。

各議案につきましては、一覧表案に記載のとおり各常任委員会に付託していただいております。

次に、3ページをご覧ください。議案第11号につきましては、後ほど、ご審議していただきます予算特別委員会に、人事議案22件につきましては、いずれも最終日に上程し、提案理由説明後、委員会付託省略を諮ったのち質疑、討論、採決としていただいております。

最後に、報告事項につきましても最終日に報告、質疑と考えております。

次に、本会議における取り扱いでございますが、現在、議長が、議案ごとに、付託委員会を読み上げて、付託しておりましたが、今後は、この一覧表を配付することにより、これをもって議長が議案を各委員会に付託する議事運営としていただいております。

なお、会議録には、この一覧表を資料として掲載いたします。

また、この一覧表により、議案の付託先が明示されますことから、議長の議事運営においては、議案の読み上げを一部省略するなどの運用を行うことがあります。

以上、ご審議方よろしくお願いたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

この議案付託一覧表を示すので、議長が議案を読まないことがあるというふうに言われたんですか。

○議会事務局次長

議長が、議案名、要は議案第1号の後に続く議案名を割愛して議事運営をする場面が想定されるということで説明申しました。

○川上委員

それはどういう場合、どういう状況のもとでそういうことが想定されるわけですか。

○議会事務局次長

例えばの例で申しますと、最終日の委員長報告をお受けする際の例がございます。「総務委員会に付託しておりました議案第何号から議案第何号、議案何々、議案何々、これらを一括議題といたします。」というふうな、議長が報告を申ししておりますが、これについては、総務委員会に付託していました議案何件といった形での運営をするというふうな状況が考えられます。

○川上委員

私はそういう省略はするべきではないと思います。きちんと今までどおり議案第何号、何々というふうに言って、何が、都合が悪いですか。きちんと会議録に、議案番号、議案名を残しておくということが重要ですし、何よりも今、傍聴をされる方々に何の議案について審議をしておるのかというのがきちんとわかるようにする必要があると思うんですよね。そういう想定はするべきではないと思いますけれども。

○議会事務局次長

ただいま川上委員のほうから質問がございました点の配慮については、現状においても、一部省略する中で、傍聴者あるいは会議録の中にはきちんとした議題名が残るような形で配慮されて運用をしております。例えばで申しました私の、私が申しました委員長報告につきましても、当然、委員長が報告される際の委員長報告については、何についての報告という、これまでどおりの報告はなされますし、採決におきましては、必ず議案番号、議案名を宣言されたのちに採決を行っていただくことで、議事運営上の支障というのはない範囲での省略をさせていただきたいということでございます。あわせて、傍聴者等の配慮につきましても、現在議事日程として、議案、会期日程に書いておりますが、議案第何号から何号ということで、これまでは逆に、議案名を示さずに、資料提供をしておりましたが、この運用をすることで、議案番号、それから議案名をより明確にお知らせするような形での議事運営をさせていただければというのが、今回の運用の意図でございます。

○川上委員

よいほうの改善はすればいいと思うんですよね。しかし、今言われたような、その想定での省略というのは、やめたほうがいいと思います。納得できません。

○道祖委員

議会事務局の提案ですけれども、これは、私一存で決めるわけにはいきませんので、会派に持ち帰ってですね、川上議員の意見もあります。それを参考にしながらですね、持ち帰って、後日の委員会で、考え方を示したいと思っておりますので、委員長のほうでよろしく取り計らいをお願いいたします。

○議会事務局次長

委員長の取り計らいで、持ち帰りになると思いますので、事務局のほうからは、例えばこういった形で変更になりますという事例の会議録を示して、各会派のほうにお届けをさせていただきたいと思っておりますので、ご審議方よろしく申し上げます。

○委員長、

それでは、付託委員会については、このような説明どおり、ご異議ございませんか。(発言する者あり)あの付託委員会です。一覧表で出すということに関しては、ご異議ありませんか。(発言する者あり)違う、違う、付託委員会です。これを読んで、確認するということですね。



暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 41

再 開 10 : 50

委員会を再開いたします。

本会議における議長の読み上げ等の取り扱いに関しましては、持ち帰りとし、付託先につきましても、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「予算特別委員会の設置」について事務局に説明させます。

○議会事務局次長

一般会計当初予算につきましては、特別委員会を設置して付託することが申し合わせで決定されております。従いまして、この申し合わせに添って、予算特別委員会を設置していただいております。

なお、特別委員会の名称は、「平成28年度一般会計予算特別委員会」、委員定数は11人とさせていただいておりますので、併せてご審議方よろしくお願ひいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。おはかりいたします。事務局説明のとおり、予算特別委員会を設置することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、特別委員会の名称は、「平成28年度一般会計予算特別委員会」とし、委員定数は11人とすることに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「委員の人員割り振り等」について事務局に説明させます。

○議会事務局次長

特別委員会委員の人員割りにつきましては、お手元に配付しております平成28年度一般会計予算特別委員会人員割表のとおりでございまして、特別委員会の委員数は、先ほど申しました11名ということでございます。

各会派の人員から2.5名につき1名の割合で選出をしていただきたいと思いますと考えております。なお、正副議長及び監査委員につきましては会派人員数には算入しますが、選出の対象とはなりません。

その結果、不足する委員数につきましては、△印で示しております端数がある各会派間で協議をいただき選出していただきたいと思いますと考えております。

なお、各会派の選出委員の届け出期限につきましては、2月22日(月)午後5時までとしていただき、特別委員会の設置は2月24日(水)の本会議初日におきまして、議長発議により設置していただいております。

以上、ご審議方よろしくお願ひいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。おはかりいたします。「委員の人員割り振り等」については、事務局

説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「人選の届け出期限」は、2月22日(月)午後5時までとし、「特別委員会の設置時期」は、2月24日(水)とすることに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「会期及び会議予定」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

会期及び会議予定について説明いたします。

お手元に配付しております「平成28年第1回飯塚市議会定例会会期日程(案)」をご覧ください。

まず、会期につきましては、2月24日から3月18日までの24日間を考えております。

次に、会議予定でございますが、お手元に配付しております会期日程(案)のとおりと考えておりますので、内容の説明は省略させていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。おはかりいたします。「会期及び会議予定」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「一般質問、代表質問、議案質疑の通告締切日及び意見書案・請願の提出締切日」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

案件に記載いたしておりますとおり、一般質問・代表質問の通告締め切りにつきましては、申し合わせのとおり、明日、2月18日・木曜日の午後5時までとさせていただいてはと考えております。

なお、代表質問における質問時間につきましては、新たに申し合わせをしていただきましたとおり、会派の構成人数に15分を乗じて得られた時間以内とすることになっておりますので、ご留意願います。

次に、議案に対する質疑通告及び意見書案・請願の提出につきましては、いずれも2月25日・木曜日午後5時までに、提出していただきますようお願いいたします。

なお、「議案第11号 平成28年度飯塚市一般会計予算」に対する質疑通告につきましては、日程の関係上、行いませんので、ご了承願います。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。おはかりいたします。「一般質問、代表質問、議案質疑の通告締切日及び意見書案・請願の提出締切日」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「中間報告の取り扱いについて」事務局に説明させます。

○議会事務局次長

市民文教委員会に付託中の請願第4号 一条工務店の白旗山メガソーラー開発に関する請願につきましては、本会議初日の委員長報告はなされますが、同委員会において、採決には至っておりませんので、中間報告といたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件については、ご了承願います。

次に、「陳情の取扱いについて」事務局に説明させます。

○議会事務局次長

お手元に配付しておりますとおり、陳情が1件ございます。

陳情第5号につきましては、その写しを2月24日の本会議初日開会前に、議席のほうにお配りすることといたしておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。おはかりいたします。「陳情の取扱いについて」は、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、その他でございますが、次回の委員会の開催は2月24日(水)の本会議開会前の午前9時40分に予定しておりますので、よろしく願いいたします。

本日の審査は、すべて終了いたしましたので、これもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。